特定非営利活動法人 ASrid 倫理審查委員会 倫理審查受託内規 2021 (令和 3) 年 10 月 25 日 制定

第1条 この内規は、特定非営利活動法人 ASrid(以下、「ASrid」という。)倫理審査委員会(以下、「倫理委員会」という。) が、本法人以外の施設から受託する、人を対象とする医学系研究の倫理審査に関し必要な事項を定めるものである。

第2条 研究の倫理審査を委託しようとする者(以下、「依頼施設」という。) は、所定の申請書を特定非営利活動法人 ASrid 理事長(以下、「理事長」という。) に提出しなければならない。

- 3 理事長は、前項の依頼に係る倫理審査の受託の可否について、速やかに依頼施設に そ の旨を通知する。
- 3 依頼施設は、倫理審査委員会に諮る前に、ASrid の利益相反マネジメント委員会に 所定の申告書を提出し、確認を仰がなければならない。
- 第3条 前条第2項の受託決定の通知を受けた依頼施設は、審査等業務に要する審査手 数料を指定された期日までに納付しなければならない。
- 2 審査等業務に要する審査手数料は、別表1に定める額とする。
- 3 一旦納付された審査等業務に要する審査手数料は、審査開始後は、理由の如何を問 わず返還しない。

第4条 前条の審査等業務に要する審査手数料の納付後、理事長は、申請のあった研究 計 画について、倫理委員会に諮問する。

- 2 諮問を受けた倫理委員会の委員長は、審査終了後速やかに、その審査結果に基づき意見を付して、理事長に答申しなければならない。
- 3 理事長は、倫理委員会による審査結果を依頼施設に通知するものとする。

第5条 依頼施設は、承認された研究計画に変更が生じた場合は、その旨を理事長に報告し、特定非営利活動法人 ASrid の定める手続きに従って変更申請書を提出しなければならない。

- 2 依頼施設は、承認された研究計画に関連する重篤な有害事象及び不具合等の発生を知ったときは、直ちにその旨を理事長に報告し、特定非営利活動法人 ASrid の定める手続きに従って重篤な有害事象報告書を提出しなければならない。
- 3 依頼施設は、実施中の研究において研究の期間が1年を超える場合には、少なくとも年に1回、研究の実施状況について理事長に報告しなければならない。

第6条 上記の倫理審査業務以外で、組織以外の者への研究倫理教育、研究倫理コンサルテーション等の業務手数料は、別表2に定め、依頼者に対して請求する。

第7条 この内規に定めるもののほか、この内規の実施について必要な事項は、特定 非営利活動法人 ASrid 理事会および倫理審査委員会、利益相反マネジメント委員会が 定める。

附則 この内規は 2021 (令和 3) 年 10 月 xx 日から施行し、2021 (令和 3) 年 xx 月 xx 日から適用する。

(単位:円、税込み)

教育·研究機関

種別	単施設	2-10	11-30	31-50	51-100	101 施設
		施設	施設	施設	施設	以上
非介入	80,000	130,000	210,000	290,000	370,000	450,000
研究						
介入	100,000	150,000	250,000	350,000	450,000	550,000
研究						

非営利団体(公益社団・財団法人、一般社団・財団法人、社会福祉法人等)

種別	単施設	2-10	11-30
		施設	施設以上
非介入	150,000	250,000	500,000
研究			
介入	250,000	350,000	600,000
研究			

営利団体(株式会社、有限会社、合同会社等)

種別	単施設	2-10	11-30
		施設	施設以上
非介入	500,000	750,000	1,000,000
研究			
介入研	750,000	1,00,000	1,250,000
究			

(単位:円、税込み)

学外者への研究倫理教育(研究倫理セミナー受講料)

委員会共通 10,000/人・回

研究倫理コンサルテーション等の業務手数料

区分	内容	対象	業務手数料
1)倫理審査の	人を対象とした医学系研究	教育・研究機関	50,000/1案件
事前相談	に関して、倫理申請の必要	非営利団体	100,000/1 案件
	性の有無の相談から、倫理	営利団体	200,000/1 案件
	申請に関する相談や製品開		
	発等で倫理的な視点の考え		
	方等についての相談		
2) 倫理審査の	倫理申請を行うにあたって	教育・研究機関	250,000/1案件
申請支援業務	必要な審査資料の作成支援	非営利団体	500,000/1案件
		営利団体	1,000,000/1案
			件
3)倫理審査の	倫理申請を行うにあたって	教育・研究機関	500,000/1案件
申請支援業務	必要な審査資料の作成支援	非営利団体	1,000,000/
			1案件
		営利団体	2,000,000/
			1案件

*2)の支援業務には、1)を含み、3)の支援業務には1)および2)を含む 実施にあたっては、学術始動契約あるいは共同研究契約を締結して実施する 審査手数料については、別標1のとおり、別途徴収する